

不法滞在・不法就労防止にご協力を!

神戸水上警察署

(078)306-0110

●不法滞在者とは

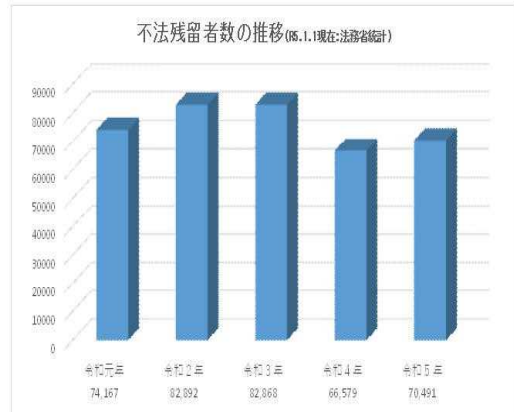
不法滞在者とは、我が国に

○有効な旅券を所持せずに入国した外国人

○不正な方法により上陸した外国人

○在留期限を経過して在留し続ける外国人のことをいい、在留期限を経過して在留し続ける不法残留者は、平成5年の約30万人をピークに減少を続け、平成26年には約6万人にまで減少、その後は増加傾向に転じ、令和5年1月1日現在で、約7万人となっています。

※ベトナム13,708人、韓国10,508人、タイ9,549人



●在留資格・在留期限の確認を!

外国人を雇用する際には「在留カード」「旅券」等をよく見て、不法滞在者ではないか、働くことができる在留資格であるかなど確認して、不法就労にならないよう注意してください。



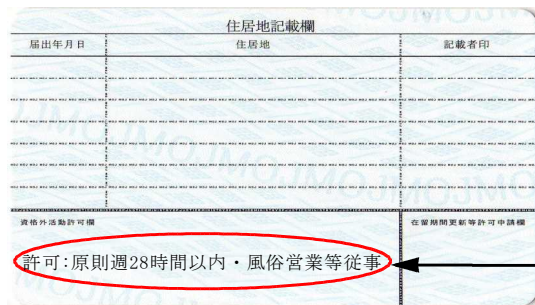
在留カード (表面)

ポイント1

在留カードの有無を確認してください。特別永住者の方を除き、在留カードを持っていない場合は原則として就労できません。

※在留カードを所持していても、

- 旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある方
- 「3月」以下の在留期間が付与された方
- 「外交」「公用」等の在留資格が付与された方は就労できる場合があります。



在留カード (裏面)

ポイント2

在留カード表面の「就労制限の有無」欄を確認してください。

※この欄には

- 「在留資格に基づく就労活動のみ可」
 - 「指定書記載期間での在留資格に基づく就労活動のみ可」
 - 「指定書により指定された就労活動のみ可」
- のいずれかの記載があります。

ポイント3

在留カード裏面の「在留資格外活動許可欄」を確認してください。

※「留学」「研修」「家族滞在」「文化活動」「短期滞在」の在留資格をもって在留している方については、資格外活動許可を受けていない限り就労できません。

●来日外国人を対象とした地域安全活動の推進

兵庫県警察では、不法滞在・不法就労等の来日外国人犯罪の取締りのほか、来日外国人を雇用し、又は技能実習生を受け入れている企業等を通じて不法就労防止を呼びかけています。

また、外国人従業員・技能実習生等に対して、事件・事故等の被害に遭わないためのアドバイスなどの活動を行っています。

